

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和5年2月

高 梁 市

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和5年2月27日 策定

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

高梁市は、岡山県の中西部に位置し、県内三大河川の一つ高梁川が中央部を南北に貫通し、市街地付近で有漢川及び成羽川が合流しており、その周辺に吉備高原が広がっている。

市域は東西 35 km、南北 30 km、面積は 546.99 km²で県土の 7.7%を占めており、そのうち森林面積は 428.33 km²で市域の 78.3%を占めている。標高は 50mから 400mの総じて西に高く東に低い地勢の中山間地域である。

農林業の現状は、米、野菜、果樹を中心に畜産を含めた複合した経営形態をとっており、主要作物であるブドウ、トマトの販売額は順調に伸びているものの、高齢化や担い手不足、有害鳥獣被害等多様な原因により耕作放棄地の増加が深刻化している。特に林業分野では、市内に専業林家はほとんどなく、木材価格の低迷や松くい虫によるアカマツ林の被害、カシナガによるナラ枯れ被害、零細な経営規模が林業をより厳しいものにしており、森林整備の遅れや生産活動の低下を招いており、利用期を迎えた多くの人工林資源や未利用間伐材の有効活用も大きな課題となっている。

再生可能エネルギーに係る技術は今後の開発及び普及が進み、関連産業についても成長が期待できることから、高梁市バイオマスタウン構想（平成22年3月5日）を中心に据え、再生可能エネルギーによる利益を地域に還元する仕組みを構築し、循環社会の構築を進めるとともに地域の関連産業の創出・活性化につなげ目指すこととする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の住所	地目	面積 (m ²)	備考
A	松原町神原 2281 番地 4	宅地	14,245	木質バイオマス発電施設

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	木質バイオマス発電	1,995 kW	

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る事項
A	該当なし	該当なし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みの内容	備考
A	<p>木質バイオマス発電事業者が、未利用の地域資源である林地残材等由来の木質バイオマス燃料を長期的かつ安定的に購入することで、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 地域の林地残材等をチップ燃料として活用し、林業の活性化、森林整備の促進及び森林の持つ公益的・多面的機能の向上を図る。</p> <p>(2) 地域の木質チップ製造に関して、雇用の創生等、地域の活性化を図る。</p>	<p>地域に賦存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通して8割未満にならないようにする。</p>

6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

(1) 自然環境の保全との調査

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気象風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、設備の規模等により、設備等の立地場所の周辺環境について、環境影響評価法に準じ、可能な限り配慮する。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進により農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間 1,580 万 kWh の発電及び 3 万トンの未利用材の安定供給を図り、地域の農林漁業の健全な発展に資する取り組みを行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

上記(1)の目標達成度合いを確認するため、市が毎年度、認定設備計画についてその実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を調査し、確認することとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止または終了時には、再生可能エネルギー発電設備を発電事業者の負担と責任において撤去し、原状回復を行うことを基本とする。ただし、原状回復が困難な場合は、土地所有者と発電事業者において協議を行い、合意の下でその処理を行うこととする。

設備整備計画の審査を行う際は、土地所有者と発電事業者との間の契約にこれらの事項が含まれているか確認することとする。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知することを基本とする。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との関係

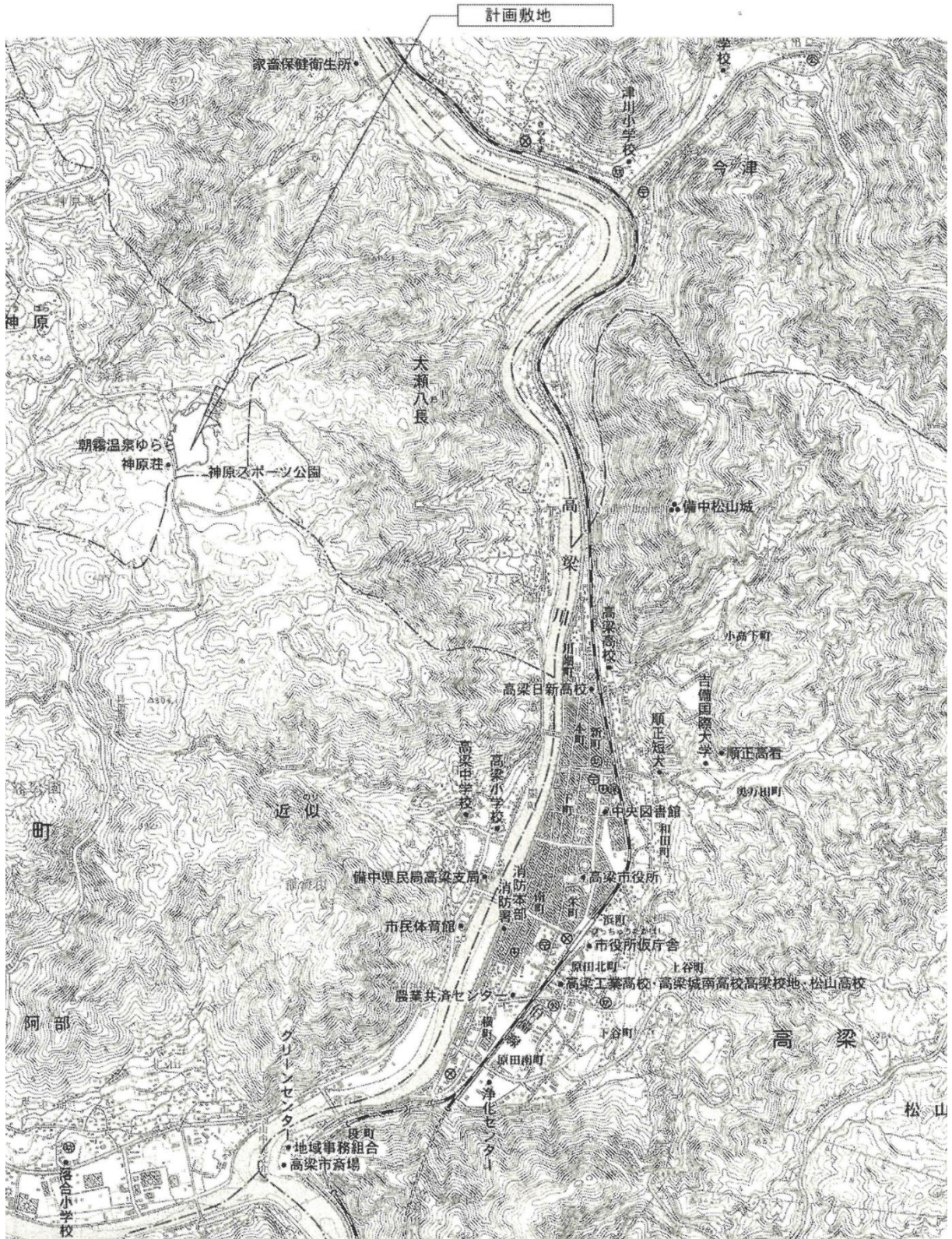
高梁市、再生可能エネルギー発電者、森林組合、林業事業者の関係者、その他関連団体等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組むこととする。

(4) 基本計画の見直し

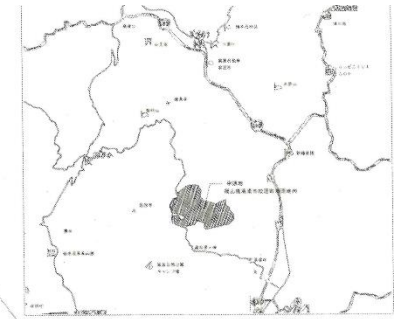
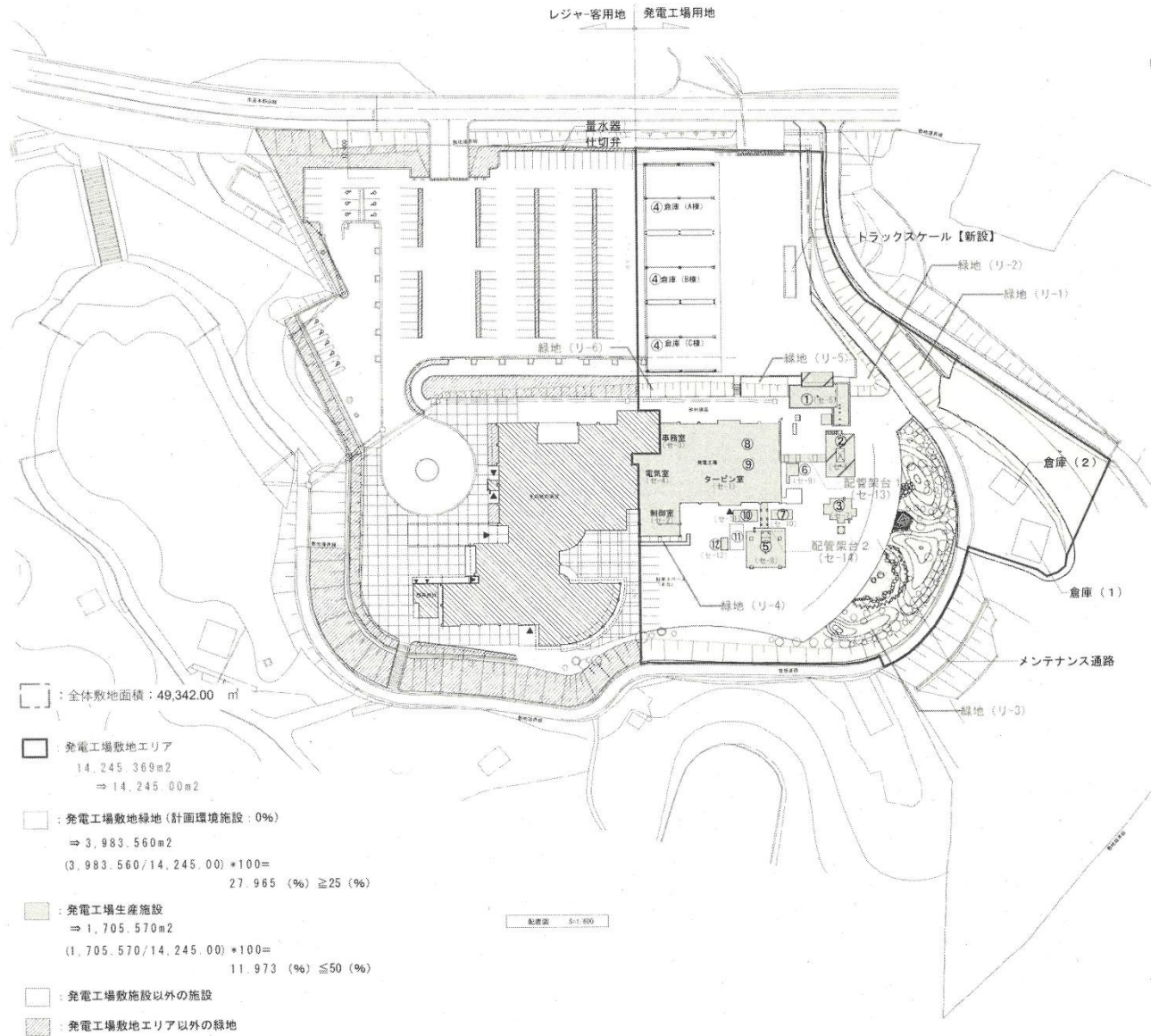
再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加や、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者による設備整備の提案など、基本計画に改正の必要が生じた場合は、その時の最新情勢を考慮し、適宜、基本計画の見直しを行うこととする。

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区A 松原町神原2281番地1



地区A (施設・設備)



緑地 (リ-1)	: 1,736.612 (m ²)
緑地 (リ-2)	: 160.329 (m ²)
緑地 (リ-3)	: 1,608.364 (m ²)
緑地 (リ-4)	: 20.764 (m ²)
緑地 (リ-5)	: 82.522 (m ²)
緑地 (リ-6)	: 174.972 (m ²)
<hr/>	
	⇒ 3,983.563 (m ²)
	⇒ 3,983.560 (m ²)

- ① チップホッパー (セ-5)
- ② ボイラー (セ-6)
- ③ バグフィルター (セ-7)
- ④ 倉庫棟 (チップ置場)
- ⑤ タービン排気復水器 (セ-8)
- ⑥ 脱気器 (セ-9)
- ⑦ 復水タンク (セ-10)
- ⑧ 発電機
- ⑨ タービン
- ⑩ 原水タンク (セ-11)
- ⑪ 廃水タンク (地中埋)
- ⑫ クーリングタワー (セ-12)

改修後